

平成17年3月吉日

重要

お客様各位



香川縣市町村合併について

拝啓 貴局ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成17年3月22日より香川県丸亀市と綾歌郡綾歌町と綾歌郡飯山町が合併して、丸亀市となります。

上記に伴い4月以降 該当市町村の患者様が来局した際に、患者様毎に保険を追加して処方箋入力を行っていただくこととなります。なお、今回は国保記号辞書の修正は必要ございません。

ご連絡が遅くなりまして申し訳ございません。今後ともよろしくお願い致します。

敬具

記

新市町村名(3/22より)

合併関係市町村(3/21まで)

丸亀市(370023)

丸亀市 (370023)

綾歌郡綾歌町 (370718)

綾歌郡飯山町 (370726)

注意

下記の保険者番号は3 / 3 1までで廃止になっております。3月調剤分は合併前の保険者番号でレセプト業務をおこない、4月調剤分から合併後の保険者番号でレセプト業務をおこなってください。

3 / 2 2以降に丸亀市へ転居された方は新しい保険者番号で来局されますが、元々お住まいの患者さんは4 / 1から新しい保険者番号の丸亀市(370023)で来局されますので、合併される該当の市町村の患者様が4月よりこられましたら、必ず保険の追加をおこなってください。

4 / 1 該当市町村： 綾歌郡綾歌町 (370718)

綾歌郡飯山町 (370726)